

水道料金の計算方法

裏面の料金表に基づき、下記の計算式により毎月の水道料金は決定します。

$$\text{水道料金} = \text{①基本料金} + \text{②従量料金} + \text{③消費税}$$

【一般用】口径 13 mm で、1 ヶ月 15m³ の水をお使いの場合

- ①基本料金 (10m³まで) 1,750円
- ②従量料金 (基本料金の10m³を超えた5m³分) 210円×5m³=1,050円
- ③消費税 (①+②)×8%=224円 合計額 ①+②+③=3,024円

- 基本料金とは、基本使用水量までの料金で、口径ごとに料金を設定しています。そのため1ヶ月の使用水量が5m³以内、10m³以内の場合は、それぞれの基本料金のみとなります。
- 従量料金とは、基本使用水量を超えた部分に対する料金で、主に一般家庭が対象となる【一般用】では、1m³あたり210円を加算することになります。

一般用 料金早見表 (単位・円、消費税抜き)

水量 / 口径	13 mm	20 mm	水量 / 口径	13 mm	20 mm
5m ³ まで	1,050	1,250	20m ³	3,850	4,050
10m ³ まで	1,750	1,950	21m ³	4,060	4,260
11m ³	1,960	2,160	22m ³	4,270	4,470
12m ³	2,170	2,370	23m ³	4,480	4,680
13m ³	2,380	2,580	24m ³	4,690	4,890
14m ³	2,590	2,790	25m ³	4,900	5,100
15m ³	2,800	3,000	26m ³	5,110	5,310
16m ³	3,010	3,210	27m ³	5,320	5,520
17m ³	3,220	3,420	28m ³	5,530	5,730
18m ³	3,430	3,630	29m ³	5,740	5,940
19m ³	3,640	3,840	30m ³	5,950	6,150

※31m³以上についても、それぞれ1m³につき210円が加算されます。

一般用 現行と改定後の料金比較 (口径13mm・1ヶ月20m³使用の場合)

	豊中町以外の6町	豊中町
現行料金	4,000円	3,000円
改定後料金	3,850円	
増減額	150円減	850円増 (消費税抜き)



ご不明な点がございましたら、水道局水道課までお問い合わせください。
また、下記の日程で説明会を開催いたします。

三豊市水道局水道課
(三豊市水道局料金センター)
☎ 0875-62-1133

料金改定に伴う説明会

- 日時 2月9日(金) 午後7時～
- 場所 三豊市市民交流センター
多目的ホール (豊中支所前)

三豊市の水道料金が統一となります

平成30年4月使用分(5月検針分)から
水道料金を改定します

市民の皆さまには、水道事業の運営につきまして、平素よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

三豊市の水道料金は、平成18年1月の合併以来、豊中町とその他6町(高瀬町・山本町・三野町・詫間町・仁尾町・財田町)の間に料金の格差がありました。そのため、合併後も料金の統一に向けて、三豊市水道事業運営協議会等で様々な協議を重ね、平成26年4月には第一段階として、豊中町のみ料金改定を行いました。そして今回、三豊市水道事業が香川県広域水道企業団(※1)として新しく事業開始となる平成30年4月使用分より、市内統一の料金に改定をすることになりました。

豊中町以外の6町の皆さまは値下げとなりますが、豊中町の皆さまは平成26年度に続く料金の値上げとなり、ご負担をおかけすることになります。今後もより一層の経費削減を図りながら、健全な経営に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

料金統一までの流れについて



※口径、使用水量によっては、6町でも値下げとならない場合、豊中町でも値上げとならない場合があります。

※1 「香川県広域水道企業団」

香川県と三豊市を含む8市8町の水道事業を統合した広域水道事業者の名称。広域化によるスケールメリットを生かし、管理経費や老朽施設の更新経費の縮減、湧水対策や危機管理体制の強化を目指し設立され、平成30年4月より事業開始となります。

そのため平成30年度より、三豊市水道局は「香川県広域水道企業団三豊事務所」に組織が変更となりますが、業務内容・所在地・電話番号の変更はありません。

現在の料金表 (消費税抜き)

一般用 高瀬町・山本町・三野町・詫間町・仁尾町・財田町に属する区域

口径/料金	基本料金 (1ヶ月につき)		従量 (超過) 料金
	水量	料金(円)	
13mm	5m ³ まで	1,100	1m ³ につき 220 円
	10m ³ まで	1,800	
20mm	10m ³ まで	2,000	
25mm	10m ³ まで	2,100	
30mm	10m ³ まで	2,200	
40mm	10m ³ まで	2,400	
50mm	10m ³ まで	2,800	
75mm	10m ³ まで	3,300	
100mm	10m ³ まで	18,000	



一般用 豊中町に属する区域

口径/料金	基本料金 (1ヶ月につき)		従量 (超過) 料金
	水量	料金(円)	
13mm	5m ³ まで	850	10m ³ を超え 30m ³ まで 1m ³ につき 175 円 30m ³ を超え 50m ³ まで 1m ³ につき 185 円 50m ³ を超えるとき 1m ³ につき 190 円
	10m ³ まで	1,250	
20mm	5m ³ まで	1,400	
	10m ³ まで	1,700	
25mm	10m ³ まで	2,100	
30mm	10m ³ まで	2,200	
40mm	10m ³ まで	3,000	
50mm	10m ³ まで	5,100	
75mm	10m ³ まで	8,000	
100mm	10m ³ まで	18,000	

畑地かんがい、自治会場その他用及びプール用 豊中町に属する区域

口径/料金	基本料金 (1ヶ月につき・円)	従量 (超過) 料金
13mm	600	1m ³ につき 160 円 プール用 1m ³ につき 120 円
20mm	800	
25mm	900	
30mm	1,200	
40mm	2,000	
50mm	4,500	
75mm	6,800	
100mm	9,000	
臨時用	1,000	1m ³ につき 300 円

市内統一の新しい料金表 (消費税抜き)

一般用 現在6町で使用している【一般用】料金表を**赤色**のように改定します

口径/料金	基本料金 (1ヶ月につき)		従量 (超過) 料金
	水量	料金(円)	
13mm	5m ³ まで	1,050	1m ³ につき 210 円
	10m ³ まで	1,750	
20mm	5m³ まで	1,250	
	10m ³ まで	1,950	
25mm	10m ³ まで	2,100	
30mm	10m ³ まで	2,200	
40mm	10m ³ まで	2,400	
50mm	10m ³ まで	2,800	
75mm	10m ³ まで	3,300	
100mm	10m ³ まで	18,000	



その他 現在6町で使用している【その他】料金表と同一です

用途/料金	基本料金 (1ヶ月につき)		従量 (超過) 料金
	水量	料金(円)	
自治会場 ・墓地用	5m ³ まで	600	1m ³ につき 220 円
	10m ³ まで	900	
船舶用			1m ³ につき 220 円
工場用			1m ³ につき 90 円
臨時用		1,000	1m ³ につき 300 円

- 「一般用」とは、自治会場・墓地用、船舶用、工場用、臨時用以外に使用するものをいう。
- 「自治会場・墓地用」とは、地区集会場、墓地その他これらに準ずるものに使用するものをいう。
- 「船舶用」とは、船舶給水に使用するものをいう。
- 「工場用」とは、工場、事業所等に飲用とは別に専用管(メーターの口径が100ミリメートル以上であり、かつ、1ヶ月に1万立方メートル以上使用するものに限る。)を配して使用するもの又はこれに準ずるものをいう。
- 「臨時用」とは、建設工事、興業その他短期間臨時的に使用するものをいう。

豊中町の皆さまへ～今回の変更点について～

- 豊中町において【その他】を適用するのは、自治会場と墓地のみになります。
- 従来より豊中町でその他用を適用していた、畑地かんがい、プール、消防屯所、公園については【一般用】を適用することになります。

